

仕様書

1 件 名 学童クラブ建築設備定期検査業務

2 履行場所 府中市立学童クラブ 5 か所（別表及び定期点検一覧のとおり）

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 4 項その他関係法令の規定による建築設備の調査を行い、以下に記す報告書類等を作成し、必要に応じ指摘及び不具合箇所についての助言を行うものとする。検査内容は、「東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル」を参照する。

（ 1 ）検査員

検査は、建築基準法第 12 条の 4 に定める検査資格を有する者が行わなければならない。

なお、実施年度の当初に資格を証する書類の写しを提出すること。

（ 2 ）調査内容

- ア 換気設備の検査
- イ 排煙設備の検査
- ウ 非常用照明装置の検査
- エ 給排水設備の検査

（ 3 ）成果品の提出

各件名につき、アからキまでの事項についてデータで報告を行うこと。

- ア 定期検査報告書（指摘・不具合事項一覧、図面、写真等含む。）
- イ 建築物概要書
- ウ 検査対象設備別検査結果表
- エ 換気風量測定表
- オ 照度測定表
- カ 定期検査結果所見（指摘・不具合箇所等の説明）
- キ 指摘・不具合箇所等の写真データ

報告書は学童クラブ毎に作成すること。

4 その他

(1) 当該調査は年 1 回とし、実施時期は 1 月、2 月にて実施する。

(2) 作業日時については、施設と協議のうえ決定すること。

なお、作業は学童クラブ及び放課後子ども教室の運営に支障がない日時に実施するものとし、原則として次の時間帯を避けること。

- 平日：午後 1 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- 土曜日：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで
- 長期休業期間：午前 8 時 00 分から午後 7 時 00 分まで

日曜日、祝日及び年末年始は運営しない。

(3) 作業は、原則として平日の午前中又は日曜日・祝日に実施すること。なお、学童クラブ及び放課後子ども教室の運営時間外であっても、施設職員が業務のため施設を使用している場合は、その業務に支障を及ぼさない日時とし、事前に施設と十分調整のうえ実施すること。

別表

No	対象 学童 クラブ	所在地	電話 番号	建築 面積	地上 1 階	地上 2 階	延床 面積	換 気	排 煙	照 明	給 排 水	備考
1-1	第二	緑町 1-29	365-4990	272.59	233.86	247.61	481.47	○	-	○	○	無窓居室無
1-2	第二分館	緑町 1-35-1	306-7806	251.14	238.89	238.89	477.78	○	-	○	○	無窓居室無
2	第五分館	西府町 1-60	330-0151	184.05	173.89	173.89	347.78	○	-	○	○	無窓居室無
3	第七	北山町 2-20	573-3736	187.98	162.60	172.60	335.20	○	-	○	○	無窓居室無
4	第十	若松町 4-32	364-4090	164.72	160.00	147.80	307.80	○	-	○	○	無窓居室無